

お知らせ

フレックスタイム制の改正について

来年 4 月から、フレックスタイム制の清算期間が最大 3 ヶ月まで延長可能となります。従来は、月をまたいで労働時間の調整をすることができませんでしたが、清算期間が 3 ヶ月に伸びることにより、繁忙月で出勤を増やし、閑散月で休みを多くとるなど弾力的な働き方が可能となります。

	改正前	改正後
清算期間	1ヶ月以内	最長3ヶ月以内まで可能
労働時間上限	清算期間の1週間平均の労働時間が40時間以内。特例対象事業場は44時間以内。	清算期間が1ヶ月を超える場合、清算期間を1ヶ月ごとに区分した各期間（以下、「各区分期間」という）の1週間平均の労働時間が50時間以内。
法定時間外労働となる時間の算出方法	<p>清算期間における実労働時間数のうち、法定労働時間の総枠を超えた時間が法定時間外労働となる。</p> <p>(計算式) (清算期間における実労働時間数) $-\left[\text{週の法定労働時間} \times \frac{\text{清算期間における歴日数}}{7(\text{日})} \right]^*$ </p> <p>※週の法定労働時間 $\times \frac{\text{清算期間における歴日数}}{7}$ = 清算期間における法定労働時間の総枠 → 1週間平均の労働時間が法定労働時間となります。</p>	<p>清算期間が1ヶ月を超える場合は、次の①及び②を合計した時間が法定時間外労働となる(1ヶ月以内なら、従前と同様)。</p> <p>① 各区分期間における実労働時間のうち、各期間を平均し1週間当たり50時間を超えて労働させた時間。</p> <p>(計算式) (各区分期間における実労働時間数) $-\left[50(\text{時間}) \times \frac{\text{各区分期間における歴日数}}{7(\text{日})} \right]$ </p> <p>② 清算期間における総労働時間の内、当該清算期間の法定労働時間の総枠を超えて労働させた時間。但し、上記①で算出された時間外労働時間を除く(計算式は左記計算式と同じ)。</p>
時間外割増賃金の支払時期	清算期間終了時	原則、清算期間終了時。但し、各区分期間において1週間平均の労働時間が50時間を超えているときは、該当期間ごとに50時間を超えた部分について支給(上記①)。その後、清算期間終了時に、上記①で算出された部分を除いた、法定労働時間を超えた部分を支給する(上記②)。
労使協定の届出	不要	清算期間が1ヶ月を超える場合は必要
36協定の届出		1週間平均の労働時間が法定労働時間を超える場合は共に必要

●法定時間外労働となる時間の算出手順

例) 清算期間を 3～5 月(末日締)とし、それぞれの実労働時間が 230 時間、220 時間、200 時間だった場合(手順1)上図①の計算式に当てはめると、3月は+8.6時間、4月は+5.8時間、5月は-21.4時間となり、50時間を超えている、3月・4月については各月の給与で割増賃金を支払います。

(手順2) 清算期間終了時において、期間中の総労働時間は 650 時間、その内の法定労働時間の総枠が 525.7 時間なので、124.3 時間が法定時間外労働とみなされます。ただし、124.3 時間のうち 14.4 時間の割増賃金はすでに 3 月・4 月の時点で支給済みであるため、結果として 109.9 時間分の割増賃金を清算期間終了月に支給します。

賞与支払届について

賞与を支払ったときには、「賞与支払届」を年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金に提出します。また、賞与の支払いがない場合でも、「不支給」として提出が必要となります。

社会保険資格喪失月に支払われたものや、産前産後・育児休業期間中に支払われた賞与は、社会保険料の対象となりませんが、年度累計額を計上する為に届出は必要です。なお、退職以前の労働の対価という性質があるため、雇用保険料の対象となります。

賞与を支給した際には吉田事務所までお知らせください。

年末年始の休業日について

12月28日(金)～1月3日(木)までは休業とさせていただきますので予めご了承下さい。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com) までご連絡ください。